

事例番号:290250

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 31 週 6 日 切迫早産の診断で当該分娩機関に入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 38 週 5 日

23:00 自然破水、陣痛開始

妊娠 38 週 6 日

2:46 経膈分娩(骨盤位)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 6 日

(2) 出生時体重:2784g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.14、PCO₂ 81.1mmHg、PO₂ 3.2mmHg、HCO₃⁻ 26.5mmol/L、
BE -6.7mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 6 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 呼吸窮迫症候群 1 度、気管挿管、人工呼吸器管理

特異的顔貌、関節可動域過剰、筋緊張不良

生後 74 日 退院

(7) 頭部画像所見:

1 歳 頭部 MRI で先天性の脳障害を示唆する所見は認めず、大脳基底核・視床に明らかな信号異常を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名、研修医 1 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に明らかに関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因を解明することは困難であるが、先天異常が関与した可能性を否定できない。

(2) 出生後の呼吸障害が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 紹介元分娩機関における妊娠中の管理、および胎児に脈絡叢嚢胞が認められたことから、妊娠 19 週 5 日に妊産婦と家族に胎児スクリーニングを勧め、妊産婦の希望により当該分娩機関を紹介したことは一般的である。

(2) 当該分娩機関における外来管理、および妊娠 31 週 6 日に子宮収縮が不規則にみられ疼痛があることから、切迫早産の診断で入院としたこと、入院中の管理(子宮収縮抑制薬投与、血液検査実施、超音波断層法実施、連日ノンストレスト実施等)は一般的である。

(3) 当該分娩機関において、妊娠 37 週 1 日に骨盤位での経膣分娩について、書面にて説明し同意を得たことは適確である。

2) 分娩経過

(1) 分娩経過中の管理は一般的である。

(2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)、および新生児呼吸障害疑いの診断で、当該分娩機関 NICU に入室管理としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 出生直後の児に早期母子接触や直接授乳を実施する場合には、新生児の全身状態を十分に確認し、早期母子接触や直接授乳実施の可否や必要性を慎重に判断すること、またその判断内容を診療録に詳細に記載することが望まれる。

【解説】本事例の児は、出生直後にバッグ・マスクによる人工呼吸、酸素投与を必要とし、生後 1 分のアプガースコアが 6 点(軽度新生児仮死)であった。その後生後 5 分のアプガースコアは 9 点に上昇しているが、生後約 2 時間に新生児呼吸障害疑いの診断で当該分娩機関 NICU に入室していることから、出生直後から呼吸障害が認められていた可能性が高いと思われる。出生直後の児に早期母子接触や直接授乳を実施した判断内容については診療録に記載がないため不明であるが、出生直後の児に早期母子接触や直接授乳を実施する場合には、新生児の全身状態を十分に確認し、早期母子接触や直接授乳実施の可否や必要性を慎重に判断すること、またその判断内容を診療録に詳細に記載することが望まれる。

- (2) 観察した事項および実施した処置等については、正確に診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、出生後から当該分娩機関 NICU 入室までに観察された新生児の状態や実施された処置等の時刻が不明な箇所が多くみられた。観察した事項および実施した処置等については、正確に診療録に記載することが必要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる事象を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。